

2026年4月1日

吸収分割に関する事後開示書面

(会社法第791条第1項第1号及び会社法第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示書面)

東京都港区港南2丁目15番3号
株式会社ソラスト
代表取締役社長 CEO 野田 亨

東京都港区港南2丁目15番3号
株式会社ソラスト・キッズ・ネクスト
代表取締役社長 家城 悦子

株式会社ソラスト（以下「吸収分割会社」といいます。）と株式会社ソラスト・キッズ・ネクスト（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、2026年1月16日付で締結した吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）及び2026年3月24日付で締結した変更覚書（以下「本覚書」といいます。）に基づき、2026年4月1日を効力発生日として、吸収分割会社のこども事業に関する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び会社法第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2026年4月1日

2. 吸収分割会社における法定手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（吸収分割の差止請求）

本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する場合（簡易分割）に該当するため、会社法第784条の2但書の規定により、吸収分割会社の株主は本吸収分割につき差止請求を行うことができません。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する場合（簡易分割）に該当するため、会社法第785条第1項第2号の規定により、吸収分割会社の株主は会社法第785条第1項の規定による株式買取請求を行うことができません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）

本吸収分割においては、会社法第787条第1項第2号の規定に該当する新株予約権が存在しないため、会社法第787条の規定による手続を行っておりません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過（債権者の異議）

吸収分割会社は、会社法第789条第2項に従い官報により、かつ、会社法第789条第3項、会社法第939条第1項第3号及び吸収分割会社の定款の規定に従い電子公告により、2026年2月2日付で債権者に対する公告を行いました。が、会社法第789条第1項第2号の規定による異議申述を行った債権者はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における法的手続の経過（会社法施行規則第189条第3号）

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過（吸収分割の差止請求）

会社法第796条の2の規定による本吸収分割の差止請求を行った株主はありませんでした。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

本吸収分割においては、吸収分割会社が吸収分割承継会社の唯一の株主であって会社法第796条第1項本文に規定する場合における特別支配会社であるため、会社法第797条第3項の規定による手続を行っておりません。

(3) 会社法第799条の規定による手続の経過（債権者の異議）

吸収分割承継会社は、会社法第799条第2項の規定に従い、2026年2月2日付で官報公告及び知れている債権者へ各別の催告を行いました。会社法第799条第1項の規定による異議申述を行った債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号）

吸収分割承継会社は、本吸収分割の効力発生日である2026年4月1日をもって、吸収分割会社から、吸収分割会社が有することも事業に関する権利義務を、本吸収分割契約及び本覚書の定めに従い承継いたしました。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日（会社法施行規則第189条第5号）

2026年4月1日（予定）

6. その他重要な事項（会社法施行規則第189条第6号）

該当事項はありません。

以上